

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市規則第17号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則（平成16年阿賀野市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第88条の次に次の1条を加える。

（口座自動振替の方法による支払）

第88条の2 公共料金、市債の償還金及び同一の事業者等に対して定期的に支払う経費のうち市長が認めたもの（以下「公共料金等」という。）は、口座振替の方法により支払をすることができる。

2 前項に規定する公共料金等は、債権者が指定した期日に市の預金口座から自動的に債権者の預金口座へ振り込むことにより支払をすることができる。

第89条中「前条」を「口座振替の方法による支払」に改める。

第131条第10号中「かし担保」を「契約不適合」に改める。

第137条第1項に次の1号を加える。

（4）一定期間ごとに履行を確認し、支払をすることが定められた契約にあっては、当該期間に係る支出をしようとする金額が別表第4左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める金額を超えないとき。

第165条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

- （1） 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定することがやむを得ないとき。
- （2） 災害発生等により緊急を要するとき。
- （3） 予定価格が50万円を超えない請負工事又は修繕をするとき。
- （4） 前号のほか、予定価格が10万円を超えない契約をするとき。
- （5） 前各号に定めるもののほか、市長が必要ないと認めたとき。

第243条第3項ただし書中「必要がない」を「必要ない」に改める。

第70号様式の1及び第70号様式の2中「㊟」を削る。

第75号様式の1中

「立会職員 所属職氏名 ㊟」を

「立会職員 所属職氏名 ㊟

※電子入札の場合は、執行職員及び立会職員の氏名・押印不要」に改める。

第75号様式の2及び第75号様式の3中

「立会職員 所属職氏名 印」を

「立会職員 所属職氏名 印

※電子入札の場合は、執行職員及び立会職員の氏名・押印不要」に改める。

第80号様式、第81号様式の5及び第81号様式の6中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。